

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 59 年 6 月まで

私は、国民年金の加入記録を照会したところ、申立期間について国民年金保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。会社を退職した時に会社から国民年金の加入を勧められ、A市で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入期間に未納期間が無く、申立期間も 11 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 9 月 30 日にA市で払い出されていることから、申立人の国民年金保険料は加入手続を行った時点では、現年度納付をすることが可能であり、同市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする主張に不自然さは無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに平成 3 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで  
② 平成 3 年 1 月及び同年 2 月  
③ 平成 6 年 1 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答であった。

夫婦二人分の保険料を未納が無いように納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月及び 2 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②に近接する期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間①及び②についても、納付書が発行され、保険料を納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは無く、当該期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

一方、申立期間③については、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③直後の平成 6 年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料を、8 年 3 月 25 日に納付していることが確認できる。また、当時の過年度保険料に係る納付書は、原則として、未納とされている期間を一括して作成されており、申立人は、申立期間③、6 年 2 月及び同年 3 月分の 3 か月分が一括された納付書を所持していたものと考えられることから、同年 2 月及び同年 3 月分の保険料を納付した 8 年 3 月 25 日の時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができなかつたものと推測される。

さらに、申立人から聴取しても、遡って納付した記憶は無いとしているなど、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに平成 3 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに平成 3 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで  
② 平成 3 年 1 月及び同年 2 月  
③ 平成 6 年 1 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答であった。

妻が、夫婦二人分の保険料を未納の無いように納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月及び 2 か月と短期間である。

また、申立期間①及び②に近接する期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間①及び②についても、納付書が発行され、保険料を納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは無く、当該期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

一方、申立期間③については、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③直後の平成 6 年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料を、8 年 3 月 25 日に納付していることが確認できる。また、当時の過年度保険料に係る納付書は、原則として、未納とされている期間を一括して作成されており、申立人は、申立期間③、6 年 2 月及び同年 3 月分の 3 か月分が一括された納付書を所持していたものと考えられることから、同年 2 月及び同年 3 月分の保険料を納付した 8 年 3 月 25 日の時点では、申立期間③の保険料は時効により納付することができなかつたものと推測される。

さらに、夫婦二人分の保険料を納めたとする申立人の妻から聴取しても、遡って納付した記憶は無いとしているなど、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間並びに平成 3 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

私は、理容店で働いていた時に20歳になったので、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は店に来ていた集金人や金融機関窓口で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和46年9月頃と推認され、申立人が、20歳になってすぐに国民年金の加入手続きを行いながら、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、平成22年11月16日に、申立人の所持する領収証書により、昭和50年4月から51年3月までの期間が「未納」から「納付済み」に記録訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年8月から52年3月まで

私は、当時、美容院で働いており、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所（当時）から送られてきた納付書により、金融機関の窓口で納付したと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を社会保険事務所から送られてきた納付書により納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月30日に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料は過年度保険料となるところ、当時の過年度保険料の取扱いとして、社会保険事務所では、「（20歳到達時などに）遡及して国民年金被保険者資格を取得した者に対しては、国民年金保険料の過年度納付書を送付していた。」としていたことから、少なくとも1回は申立期間に係る納付書が発行されていたものと考えられ、申立人の申立期間後の保険料は全て現年度納付されていることを踏まえると、申立人が、社会保険事務所から送られてきた納付書により納付したのは申立期間の保険料であったと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を39年10月23日に、申立期間③の資格取得日に係る記録を41年9月1日に、申立期間④の資格喪失日に係る記録を63年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円、申立期間③の標準報酬月額を4万2,000円、申立期間④の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、③及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月21日から同年9月1日まで  
② 昭和39年10月23日から40年3月21日まで  
③ 昭和41年9月1日から42年2月15日まで  
④ 昭和63年9月21日から同年11月1日まで

私は、A株式会社に昭和35年4月21日から勤務し、系列会社で転勤しただけで転職や休職をしたことは無い。厚生年金保険の加入期間に欠落があるのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社から有限会社Bに異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年9月1日であることから、申立人の被保険者資格は、同日までA株式会社において有することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年3月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、元事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（有限会社BからA株式会社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和39年6月頃からA株式会社C出張所の開設準備に従事していたとしているところ、オンライン記録においては、同年10月23日に有限会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同日をA株式会社における被保険者資格の取得日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年3月のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、元事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社D支店からA株式会社に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「昭和41年9月から、人事のみ本社で一括管理するようになった。」と回答していることから、申立人のA株式会社の資格取得日を41年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年2月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、元事業主及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社から株式会社Eに異動）、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、昭和63年8月頃から株式会社Eの設立準備に従事していたとしているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日であることから、申立人の被保険者資格は、同日までA株式会社において有することが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA株式会社にお

ける昭和 63 年 8 月のオンライン記録から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①、③及び④における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、納付したかどうかは不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、事業主が申立期間②における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、納付したかどうかは不明であるとしているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年5月24日）及び資格取得日（昭和36年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月24日から同年6月1日まで  
年金事務所の回答では、申立期間の厚生年金保険加入記録は見当たらないとのことであるが、A株式会社のB営業所は昭和36年6月に新設され、私は、同時に同社本社から同社B営業所へ転勤となったものであり、申立期間は退社したことも無く継続して勤務しており、給与も前後と変わらなかったため、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社本社において昭和34年4月1日に被保険者資格を取得し、36年5月24日に資格を喪失後、同年6月1日に当該事業所において再度資格を取得しており、同年5月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間もA株式会社に継続して勤務していたことが認められる上、同僚の一人は、申立人が申立期間当時も同社に継続して勤務し、昭和36年6月1日頃に同社本社から同社B営業所へ異動したと証言している。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A株式会社本社から同社B営業所へ昭和36年又は37年に異動したとする複数の同僚は、同社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となった38年3月20日まで、同社

本社において被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、その後の事業主及びほかの役員も死亡又は連絡先が不明のため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月14日に、資格喪失日に係る記録を47年4月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月14日から47年4月14日まで

私は、昭和46年11月にA株式会社に採用されたが、採用されたA株式会社ではなくB社で47年4月まで勤務したものの、給与はA株式会社から支給された。

給与から厚生年金保険料が控除されていたことをB社の社長が証言しており、A株式会社からの「年金加入証明書」もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、「申立人は、当社で採用し、勤務先はB社であり、給与は当社が支払い、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、B社は、「申立人が申立期間において当社で勤務し、給与はA株式会社から支給され、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している。

さらに、申立人が所持する当該事業所の申立人に係る「年金加入証明書」により、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入し、標準報酬月額は5万2,000円であることが確認できる。

加えて、A株式会社は、「当社で採用し、勤務先はほかの事業所であつ

た勤務期間が5か月以内の従業員についても、給与は当社が支給し、給与から厚生年金保険料を控除して社会保険事務所（当時）に納めていた。」と回答しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和46年10月20日から47年4月21日の間に当該事業所で資格を取得している52名の被保険者期間をみると、5か月の者が22名、4か月以内の者が14名いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する「年金加入証明書」及び当該事業所における申立人と同年代の被保険者に係るオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は当時の書類等はなく、不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年11月から47年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年1月1日から20年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を17年1月から同年4月までは28万円、同年5月から同年12月までは26万円、18年1月から同年12月までは36万円、19年1月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年1月1日から22年1月21日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額34万円、同年11月から20年1月までは標準報酬月額41万円、同年4月から同年6月まで、及び21年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を20年1月は34万円、同年2月から同年8月までは41万円、同年9月から21年12月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月1日から22年1月21日まで  
私が有限会社Aで働いていた時の標準報酬月額を「ねんきん定期便」で確認したところ、入社した時からずっと24万円になっている。会社からもらっていた賃金台帳の写しのおり38万円の給料をもらっていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年8月1日から22年1月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成16年8月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年1月1日から22年1月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てているところ、申立期間のうち、平成16年8月1日から20年1月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された賃金台帳における厚生年金保険料額及び報酬月額並びに申立人に係る所得状況についての市役所の回答において確認できる社会保険料控除額及び給与収入から、平成17年1月から同年4月までは28万円、同年5月から同年12月までは26万円、18年1月から同年12月までは36万円、19年1月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月については36万円とすることが妥当である。

また、当該事業所の商業登記簿によると、申立人は、取締役であった期間が確認できるところ、事業主及び同僚は、「申立人の仕事は受付及び現場業務等であり、給料計算や社会保険の届出等には関与していなかった。」と回答している。

一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成16年8月から同年12月までについては、申立人に係る所得状況についての市役所の回答において確認できる社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を超えていないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、申立期間のうち、厚生年金特例法によるあっせんの対象となる期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」によると、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額 24 万円に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められ、事業主は賃金台帳及び申立人に係る所得状況についての市役所の回答において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ているにもかかわらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、平成 20 年 1 月 1 日から 22 年 1 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 24 万円と記録されているものの、申立人から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 34 万円、同年 11 月から 20 年 1 月までは標準報酬月額 41 万円、同年 4 月から同年 6 月まで、及び 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の有限会社 A における標準報酬月額に係る記録を平成 20 年 1 月は 34 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から 21 年 12 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年4月まで

当時、私は学生であったが、母親が行政区長から国民年金の加入を勧められ、私の将来のために加入手続を行い、国民年金保険料は自宅に集金に来たA団体の者に毎月支払ったとしている。

母親が、私の国民年金保険料を納付したことは確かなので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月16日に払い出されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB町（現在は、C町）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同年1月10日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、納付書は発行されず、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、毎月、A団体に保険料を納付したと述べているが、C町が保管している母親の国民年金被保険者名簿によると、納付日が確認できる昭和50年1月から同年6月までの保険料は、3か月ごとの納付となっており、申立人の母親が述べる納付方法と相違している。

さらに、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年9月まで  
申立期間の国民年金保険料については、私の妻が、平成5年5月にA町役場（現在は、B市C支所）で納付し、その際の領収証書を所持している。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立期間の国民年金保険料を平成5年5月にA町役場で納付し、その際の領収証書を所持していると主張しているが、申立人から提出された申立期間に係る領収証書の領収日付印は、手書きで記載された形跡がうかがえる上、B市からは、当該領収証書は「A町で発行した過年度納付書であるが、同町役場窓口で過年度保険料を収納することは考えられず、平成5年5月に、同年4月から同年9月までの未納分の保険料を過年度分として領収することはあり得ない。」との回答を得ていることから、当該領収証書は申立期間の保険料を納付した事実を証明するものではないと考えられる。

また、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）でも申立期間は未納期間とされており、申立期間直後の平成5年10月から6年3月までの期間も未納とされている上、申立人には国民年金加入期間において長期間の未納期間が見受けられる。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、父親が、自宅に来ていたA団体の集金人に毎月納付していたと記憶している。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所（当時）の国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月23日に払い出されたものであること、及び申立人に対して国民年金手帳が同年10月30日に送付されたことが確認できることから、申立人の父親は、同年10月に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、一部の期間は過年度納付が可能であるものの、申立人は、当該加入手続を行った昭和46年度から48年度まで申請免除を受けていることを踏まえると、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を遡って納付していたとは直ちには推認できない上、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親は既に死亡していることから、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から57年3月まで

私は、昭和52年8月に会社を退職した後、自ら事業を始めた。その際、A市役所に国民年金の加入手続に行った記憶がある。

その後、会計事務等は外部委託しており、昭和54年から57年までの確定申告書の控えに国民年金保険料額が記載されているので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、昭和54年から57年までの確定申告書の控えを提出しており、それらの社会保険料控除欄には、ほぼ1人分の国民年金保険料額が記載されている。しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月2日に払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間において、申立人は未納となっている一方、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、昭和54年から57年までの確定申告書の控えに記載されている国民年金保険料額は、申立人の妻の分である可能性が高い。

さらに、申立人が申立期間当時、会計事務を委託していた者から聴取したが、確定申告書の記載内容については覚えていないとしており、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

加えて、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、過年度納付が可能な期間についても、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から57年3月までの期間、平成16年2月、同年3月及び同年10月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月から57年3月まで  
② 平成16年2月及び同年3月  
③ 平成16年10月

私は、結婚と同時に国民年金に加入した。義父が加入手続を行い、家族の国民年金保険料を納付しており、付加年金にも加入していたと聞いている。

また、夫婦共に国民年金第1号被保険者となった平成16年2月には、併せて付加年金にも加入し、私が、付加保険料を含めて、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の付加保険料が未納とされているのは納得できないので、これらの申立期間を付加保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その義父が国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行ってくれたと主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月22日に払い出されていることが確認できるが、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）のいずれも、申立人が付加年金に初めて加入したのは57年4月1日となっており、申立人が申立期間①について付加年金に加入したことをうかがわせる記録は見当たらない。このため、申立期間①は付加年金の未加入期間とされていることから、申立人の義父は、当該期間の付加保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、義父は既に

死亡していることから、申立期間①における付加年金の加入手続及び付加保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②についても、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人がその夫と共に付加年金に再加入したのは、平成 16 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間②は夫婦共に付加年金の未加入期間とされている。

さらに、申立期間③については、申立人が所持する付加保険料の領収証書により、申立期間③直前の平成 16 年 4 月から同年 9 月までの付加保険料が、同年 5 月 6 日に発行された納付書により納付されていることが確認できる一方、申立期間③直後の同年 11 月の付加保険料は、同年 12 月 13 日に再発行された納付書により納付されたことが確認できるが、その時点では、申立期間③の付加保険料は納期限を過ぎて納付できない上、申立人の夫についても、申立期間③の付加保険料は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 10 日から 38 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 37 年 8 月 10 日から 44 年 3 月 3 日まで A 株式会社勤務したが、同社における厚生年金保険の加入期間は 38 年 6 月 1 日からとなっているので、申立期間を加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社に入社した経緯及び勤務状況についての記憶から、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人自身も当初は臨時採用者であったと述べているところ、A 株式会社から、当時は、臨時採用者は厚生年金保険に加入させておらず、正社員となった時点で加入させていた旨の回答が得られた。

また、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同一である者に対する照会の結果、複数の者が、「A 株式会社では臨時採用者として入社し、一定期間経過後、正社員となっており、臨時採用者の期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 38 年 6 月 1 日から 44 年 3 月 3 日までとなっており、オンライン記録の被保険者期間と合致している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の資格取得日も一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、その妻と同様に国民年金に加入しており、当該期間は、保険料の全額免除期間及び未納期間となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月から同年 6 月まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、短期間であるが厚生年金保険の未加入期間があった。

未加入期間となっている平成 3 年 2 月から 6 月頃まで、株式会社 A の正社員として勤務しており、健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、株式会社 A において名前だけを覚えていた同僚に該当する被保険者は、当該事業所のオンライン記録で 1 名いたものの、連絡先は分からず、申立期間に当該事業所において被保険者記録が確認できる 15 名に照会し、回答があった 6 名全員が、申立人を「知らない。」あるいは「覚えていない。」と述べており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、上記回答した 6 名のうち 5 名は、いずれも入社 1 か月から 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、3 名は、「試用期間があり、入社後直ちに厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている。

さらに、当該事業所が加入する B 健康保険組合及び雇用保険の加入記録を確認したが、申立人に係る記録は見当たらない。

加えて、当該事業所の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務状況等について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 5 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 10 月から 35 年 3 月末まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務したが、同年 3 月 5 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の給料支払明細書より、申立人が退職した昭和 35 年 3 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 33 年 12 月の給料支払明細書から保険料の控除が確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険料を当月控除の取扱いとし、申立人は、35 年 3 月分の厚生年金保険料を退職した同年 3 月分の給与から控除されていたと認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、当該事業所では、申立人の在籍期間を確認できる人事記録などは残っていないものの、当該事業所が保管している「被保険者名簿」では、申立人の資格喪失日は昭和 35 年 3 月 5 日となっており、これは、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）及びオンライン記録と一致している。

また、申立人は、退職日についての記憶が曖昧であり、複数の同僚にも照会したが、申立人の申立期間の勤務実態を確認できる証言は得られず、申立人の退職日を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 12 年 4 月から 15 年 10 月まで、株式会社 A（平成 16 年に、株式会社 A の派遣事業をグループ会社の B 株式会社へ譲渡）の派遣社員として継続して勤務した。私の年金記録では、申立期間が国民年金保険料の納付済期間となっているが、国民年金に加入した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び B 株式会社が保管する株式会社 A の給与支払明細書並びに申立人が保管する期間従業員雇用契約書、就業条件明示書兼雇用契約書及び申立てに係る事業所の社員であった者の証言から、申立人が申立期間に申立てに係る事業所の派遣社員であったことは確認できる。

しかしながら、給与支払明細書より、申立てに係る事業所の給与の支払方法が月末締め翌月 15 日支払であり、保険料も翌月控除であることが確認できるが、申立期間に係る平成 14 年 3 月分及び同年 4 月分の給与支払明細書では、同年 2 月分及び 3 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B 株式会社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日が平成 14 年 2 月 26 日とされているほか、備考欄には「平成 14 年 2 月 25 日退職」との記載がある。

さらに、平成 14 年 4 月分の給与支払明細書には、同年 3 月の勤務が「10 日」と記載されており、申立期間の同年 3 月に係る就業条件明示書兼雇用契約書の派遣期間ともおおむね一致していることが確認できることから、B 株式会社では、「平成 14 年 3 月は 10 日間の勤務であり、厚生年

金保険の適用条件を満たしていないため加入させなかったと思う。」としている。

加えて、申立期間の平成 14 年 2 月に係る期間従業員雇用契約書には厚生年金保険の適用に関する記載が無く、申立期間の同年 3 月に係る就業条件明示書兼雇用契約書には厚生年金保険を適用する旨の記載があるが、B 株式会社では、「就業条件明示書兼雇用契約書に記載されている勤務内容では、厚生年金保険への加入要件を満たしていないが、当時の担当者が書類を作成する際に、誤って厚生年金保険の適用欄に印をつけてしまったのではないか。」としており、申立てに係る事業所の社員であった者も同様の証言をしている。

その上、B 株式会社が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の内容とオンライン記録は一致しているほか、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 18 年 4 月頃から 21 年 3 月頃まで、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 5 月 31 日までの期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の施行期間であり、労働者年金保険への加入は炭鉱及び工場等の現場で働く男子労働者に限られていたため、制度上、申立人は、労働者年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、A 社は昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているが、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険法の適用準備期間であり、保険料徴収が開始されたのは同年 10 月 1 日からであることから、当該期間は、厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

さらに、申立人から聴取しても申立期間当時の勤務に関する記憶が必ずしも定かではない上、制度上、厚生年金保険への加入が可能であった昭和 19 年 10 月 1 日以降の期間について、B 社は、当該期間当時の関連資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の被保険者期間を確認できない旨回答しているとともに、当該事業所における申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が名前を挙げた元同僚は既に死亡しており、当該同僚の記録は確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 29 日から 37 年 11 月 1 日まで  
私は、申立期間はA株式会社（現在は、B株式会社）C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の勤務状況等に関する記憶及び元同僚の証言により、申立人がA株式会社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、勤務期間についての記憶が定かではなく、申立人を覚えている元同僚2人も申立人の勤務期間については明確に記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することができない。

また、B株式会社では、当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況等については、資料が無いため不明であると回答しているほか、当該事業所が加入していたD健康保険組合においても、当時の資料は全て廃棄していると回答しているため、申立人の当該組合への加入状況について確認することができない。

さらに、A株式会社及び同社の合併先の4事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の加入期間となっており、そのうち昭和36年4月から37年3月までの期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 20 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年度に A 事業所（厚生年金保険の適用事業所としては、B 事業所）に臨時職員として勤務したが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が一部抜けているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所を統括する C 事業所が保管する A 事業所の臨時職員台帳によると、申立人の勤務期間は、昭和 50 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 9 月 19 日までの期間及び同年 9 月 27 日から 51 年 2 月 26 日までの期間であることが確認できることから、申立人は、申立期間の一部について A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C 事業所では、当時の厚生年金保険の届出及び保険料控除の状況については、資料が無いため不明であると回答している。

また、上記臨時職員台帳により、申立人以外に昭和 50 年度に A 事業所において臨時職員として勤務していた者は 10 人確認できるが、オンライン記録によると、このうち 3 人は、申立人と同様に、同年度の勤務期間の一部について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

さらに、申立期間当時、A 事業所において臨時職員として勤務していた元同僚に、当時の臨時職員に係る厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、回答のあった 3 人のうち 2 人は「当時、当該事業所では臨時職員でも厚生年金保険に加入しない人もいた。」と証言しており、オンライン記録によると、当該同僚についても、自身が記憶する勤務期間の一部

について当該事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、当該事業所は必ずしも臨時職員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがわかる。

加えて、事業所名にA事業所の名称の一部が含まれる事業所を調査したところ、申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっている事業所が5事業所確認できたが、これらの事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録においても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から A 事業所で事務員として働いていたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 38 年 3 月となっている。健康保険に加入していた記憶があり、厚生年金保険に未加入であったとは理解できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況等に関する記憶及び事業主が保管している失業保険被保険者資格取得確認通知書により、申立人が、昭和 37 年 5 月 30 日に失業保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の経理事務担当者は、社会保険等の事務処理は適切に行っており、厚生年金保険に加入していなければ保険料を控除していなかったと思う。当時は採用しても数か月もしないで辞める者が多かったため、臨時職員や一定期間の試用期間を経てから正社員にしていた者もいた。」と回答している。

また、申立人が記憶している元同僚で経理事務を担当していた者は既に亡くなっているため、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある元同僚に申立人の当時の勤務状況等を照会したところ、回答のあった 3 人のうち 1 人は申立人を記憶しているものの、入社した時期及び保険料の控除については不明であるとしている上、ほかの 2 人は申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の当時の勤務状況及び保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立

人は、昭和 38 年 3 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 11 月 1 日に資格を喪失しており、この記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月頃から同年 10 月頃まで  
② 昭和 41 年 10 月頃から 42 年 3 月頃まで  
③ 昭和 42 年 4 月頃から 44 年 3 月頃まで

申立期間①は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務した。申立期間②は、C事業所（現在は、D事業所）に勤務した。申立期間③は、E事業所に勤務した。

各申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の回答により、勤務期間の特定には至らないが、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、B事業所は、昭和 49 年 9 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B事業所の事業主は、当時の担当者は既に亡くなっており、当時の資料は無いとしていることから、申立期間①当時の申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、オンライン記録において特定できないことから、当時の状況について確認することができない。

申立期間②について、D事業所の事業主は、当時の賃金支払記録から、申立人は、昭和 41 年 10 月から 42 年 5 月 31 日まで勤務していたと回答している。

しかし、オンライン記録によると、D事業所は、昭和 47 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D事業所の事業主は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないとしている。

さらに、申立人から聴取しても申立期間②当時の同僚の氏名は不明であることから、当時の状況について確認することができない。

申立期間③について、オンライン記録によると、E事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、E事業所について、商業法人登記が無い上、事業主の氏名が不明であることから、申立期間③における申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する複数の同僚について、いずれもオンライン記録で特定することができないことから、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 2099（事案 169 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月頃 から 30 年 2 月 1 日まで

私は、A株式会社B工場に正社員として入社した昭和 29 年 5 月頃から 30 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて年金記録に係る確認申立てを行い、訂正不要の通知を受けたが、同社C工場では、傘下の同社B工場を含め事務手続は間違いなく行っていたはずなので、納得できない。同社C工場が 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用を受けていることを知ったので、私同様、同社C工場に採用された1年先輩である第1期生（昭和 28 年採用）の2人の厚生年金保険の加入時期についても調査した上で、私の申立期間について再検討してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会では、申立人のA株式会社における在籍期間証明書の記録及び申立人から提出された失業保険被保険者転入届に記載された被保険者となった年月日から、申立人が昭和 29 年 6 月 26 日以降に当該事業所に継続して勤務していたことは認められるものの、i) 申立人より先に入社したと認められる複数の者について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同時（昭和 30 年 2 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられること、ii) 事業主による申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が認められないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成 20 年 7 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A株式会社C工場に採用された申立人の1年先輩である第1期生（昭和 28 年採用）正社員の2人が入社と同時に厚生年金保険に加入していれば、申立人も正社員として採用されていることから、同様の処遇がされていたはずであると主張している。

これら2人の雇用保険加入時期及び厚生年金保険の資格取得時期を調査したところ、いずれも入社した昭和 28 年 4 月 1 日と確認できる。

しかし、当時のA株式会社における正社員と臨時職員の取扱いについて、同社では不明であるとしているが、当時の同僚は、i) 当時、正社員はD県にある同社本社で試験を受けた者であり、4月採用であった、ii) C工場はD県から誘致された工場で、従業員は、D県からの転勤職員のほか、D県で試験を受けた地元出身の正社員が2人いたが、そのほかは地元採用の臨時職員であった、iii) 地元で採用され場合は、臨時職員であり、しばらく勤務状況を見て、その成績や試験によって正社員に登用していた、iv) 正社員は入社と同時に健康保険や厚生年金保険に加入したが、臨時職員は加入していなかった、と証言しており、申立人が記憶している同僚を含む5人の入社、雇用保険加入及び厚生年金保険資格取得の時期を確認したところ、正社員（第1期生）2人は、上記のとおり、入社、雇用保険加入及び厚生年金保険被保険者資格取得の時期全てが昭和 28 年 4 月 1 日で一致しているが、そのほかの3人（臨時職員であったとするもの2人、身分不明の者1人）はいずれも4月採用ではなく、入社、雇用保険加入及び厚生年金保険被保険者資格取得の時期が全て異なっており、申立人もこれら3人と同じ状況にある上、照会を行った者のうち1人は、申立人も自分と同様、臨時職員から正社員になった旨証言している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は、昭和 30 年 2 月 1 日となっており、今回、申立人の厚生年金保険記号番号の払出年月日を厚生年金保険記号番号払出簿で確認したところ、同年 2 月 19 日に払い出されていることが確認でき、A業株式会社C工場において、別の厚生年金保険記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、A株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社に採用されたとする昭和 29 年 5 月を含む 28 年 4 月から 30 年 2 月 1 日までの期間の健康保険番号は連番となっており、欠番は無い。

加えて、昭和 29 年 5 月から同年 6 月頃、A株式会社本社所属で申立人の面接を行った人事担当の管理職の者を確認してほしいとの申立人の主張を踏まえ、同社人事部に照会したところ、該当する人物は確認できないとの回答があり、また、当時、面接の仲介をした申立人の兄も他界しており、

当時の事情は確認できない。

以上のおり、今回、申立人から新たに提出された情報について調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 2101 (事案 314 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 19 日から平成 2 年 5 月 10 日  
まで

② 平成 2 年 6 月 26 日から 8 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 60 年 6 月 18 日に A 株式会社にて季節工として採用されたが、その後、同社の要請で常用雇用になり、同社に申立期間①及び②に勤務していた。

当時の給与明細書のとおり、平成 8 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者となるまでは、健康保険料と厚生年金保険料は控除されていないが、届出をしないまま事業主の落ち度であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてもらいたく、年金記録に係る確認申立てを行ったところ、訂正不要の通知を受けた。

今回、新たな資料を提出するので、申立期間について再度調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会では、i) 申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票では、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないこと、ii) 申立人が申立期間に勤務していた A 株式会社にて照会したところ、昭和 63 年頃申立人を含む 18 名を臨時工として採用した。当時から正社員は健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させており、臨時工は全員雇用保険のみの加入であったが、社会保険事務所(当時)の指示により、申立人は、平成 8 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとしていること、iii) 申立人は、申立期間 103 か月のうち国民年金保険料を 76 か月納付していることなどから、申立人が厚

生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないと決定し、同決定に基づき、平成20年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに提出された資料は、「給与明細書」（1995年9月度、1996年2月度、同年3月度、同年4月度及び同年10月度）、「賞与の明細書」（1996年）及び「市民税・県民税特別徴収税額通知書」（平成6年度、7年度及び9年度）であり、申立人は、前回申立ての際に提出されたものを含め給与明細書、雇用保険の記録及び事業所の説明などから申立期間①及び②についてA株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかし、今回提出された資料は、いずれも申立期間②に係るものであり、当該期間について、提出された給与明細書及び賞与の明細書を確認したところ、いずれも厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、平成6年度及び7年度の「市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載された社会保険料（平成6年度1万5,556円、7年度1万5,011円）は、前年度の給与明細書（平成6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書に対しては平成5年1月度及び同年7月度の2か月分、7年度同通知書に対しては6年7月度、同年11月度及び同年12月度の3か月分）に記載された雇用保険料から年間の雇用保険料を試算したところ、両年度の同通知書に記載された社会保険料とおおむね一致する金額である（平成6年度1万6,758円、7年度1万5,996円）ことから、6年度及び7年度の同通知書に記載された社会保険料は、雇用保険料に相当する額であり、厚生年金保険料は含まれていないものと推認できる。

さらに、平成9年度「市民税・県民税特別徴収税額通知書」については、その基礎資料である給与明細書が前回及び今回の申立ての際に申立人から提出されている。この通知書に対しては8か月分（平成8年2月度から同年7月度及び同年9月度、同年10月度）の給与明細書があり、これら全ての給与明細書から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

以上のとおり、今回、申立人から新たに提出された資料等を調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月頃から 46 年 1 月頃まで

私は、申立期間にA株式会社において勤務していたが、年金事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録は見当たらないとの回答をもらった。申立期間当時はパートとして、日曜日・祭日も休まないで約 14 か月は確かに勤務した。申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社」に勤務していたとしているところ、宮城県内において「A」を含む名称で厚生年金保険の適用事業所になっているものは当時、B株式会社（現在は、C株式会社）のみである。このB株式会社の所在地と申立人が勤務先と記憶している所在地がほぼ一致していること、及び申立人は、当時の勤務状況等を詳細に記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）によると、申立期間に申立人の氏名は見当たらない上、申立人は、D市出身の女性 10 人ぐらい（同年齢ぐらいの 3、4 人を含む。）と一緒にパートとして同じ頃から勤務したとしているところ、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の生年月日を調査したが、申立人に最も年齢が近い女性でも昭和 4 年生まれ 1 人であり、その他の女性は 20 年代以降生まれであることから、上記D市出身の女性全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A株式会社」で一緒に勤務した上記の女性 10 人ぐらいと一緒に辞め、株式会社Eへ皆で移ったとしているところ、株式会社

Eにおいて申立人と同じ昭和46年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は1人確認できるが、この者のB株式会社における厚生年金保険被保険者期間は申立期間より前の期間であることが確認できる。

さらに、C株式会社は、「残っている当時の資料に申立人の氏名は無く、申立人の在籍は確認できない。」旨回答しており、申立人に係る申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない。

加えて、申立人から聴取しても、一緒に勤務した同僚の氏名は不明であるため、申立期間にB株式会社において厚生年金保険被保険者記録がある者14人に照会したが、申立てを確認できる証言は得られない上、当該事業所における申立人に係る雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。